

「外国証券取引口座約款」新旧対照表

2025年5月19日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(注文の執行及び処理)</p> <p>第 13 条 申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに<u>契約締結時等交付書面等</u>を送付します。</p> <p>(取引残高報告書の交付)</p> <p>第 23 条 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時等交付書面を交付</u>することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>(注文の執行及び処理)</p> <p>第 13 条 (同左)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに<u>契約締結時交付書面等</u>を送付します。</p> <p>(取引残高報告書の交付)</p> <p>第 23 条 (同左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時交付書面を交付</u>することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p> <p>3 (省略)</p>